

2018年4月19日

No.297

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委員会は、3月15日に一般会計予算案等に関する委嘱審査を行いました。又市征治議員は、この間、再三報道されている放送法第4条改正問題について質疑を行いました。

政府部内で放送法改正は議論されているのか

最初に又市議員は、報道によれば放送法改正が政府内で議論されているようだが、大臣は承知していないのか、仮に議論されるならば総務省が協議に加わるべきと考えるが、どの様に考えているのか大臣の見解を質しました。

野田大臣は、総理から何の指示も受けていない、放送法に関する協議で声がかかるなら参加すると答弁しました。

つづいて又市議員は、放送法について議論を行っている内閣府に設置されている規制改革推進会議投資ワーキンググループの目的等について質しました。

林経済再生総合事務局次長は、技術革新や新需要への対応に向けた電波割当て制度の改革、官民データ活用と電子政府化の徹底等について議論をしていると答弁しました。



又市議員はさらに、最近では、放送をめぐる規制改革が議題になっていると指摘しました。3月15日には、それまでは放送、通信、ネット関係の企業家が活動を報告し、規制のあり方について論議されていたのに対し、「通信・放送融合時代の放送制度、知る権利により奉仕するため」という東大の宍戸教授作成のレジュメが配付され、その中身は、番組内容の規律と行政、番組編成準則を検討する際の論点、放送規律の具体的な課題と対応策等々になっている指摘し、このような討議の趣旨は何か、今後、放送法の改正、とりわけ放送の公平・中立性を求めた4条について論議をするのか明らかにするように求めました。

田中内閣府副大臣は、放送事業の未来像、これを見据えて検討を行うため、対象範囲をあらかじめ絞ることなく、様々な関係者から幅広くヒアリングをしていると、又市議員の質問にはまったく答えるものではありませんでした。

そこで又市議員は重ねて、これまで放送法4条について議論してきたのか、今後、議論する予定があるのか質しました。

田中副大臣は、3月15日の会議で報告者が放送法4条について意見を述べたのは事実だが、今後も討議対象を絞るようことなく、ヒアリングをすすめると答弁しました。

放送法第4条の役割について大臣の見解を求める

最後に又市議員は、総務省が設置した「放送を巡る諸問題に関する検討会」の役割と放送法改正問題についての関連、これからの通信・放送の融合時代における放送法4条の役割について、ネット放送などでは乱脈な問題がある放送、報道がされている事実に触れながら大臣に見解を求めました。

「検討会」については、山田情報流通行政局長が、主として公共放送としてのNHKのあり方等について検討し、今年は放送用周波数の有効活用等について検討をしており、検討会では放送法第4条のあり方については具体的に検討していないと答弁しました。野田大臣は、放送事業者は、第4条を含めた放送法の枠組みの中で自律により放送番組を編集し、重要な社会的役割を果たしてきたとの見解を明らかにしました。